

第12回 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会	
平成20年10月29日	資料1-3

# 精神障害者社会適応訓練事業について

# 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(抄)

## (昭和二十五年法律第二百二十三号)

### (精神障害者社会適応訓練事業)

第五十条 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業(通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えるとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。)を行うことができる。

### (国の補助)

第五十一条 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、都道府県が行う精神障害者社会適応訓練事業に要する費用の一部を補助することができる。

これまでの議論の整理と今後の検討の方向性(論点整理)から

(生活支援等障害福祉サービス等の充実について)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において規定されている社会適応訓練事業の位置付けについて、これまで果たしてきた役割を十分に踏まえつつ、検討すべきではないか。

# 精神障害者社会適応訓練事業の概要等

## 概要

精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図ることを目的として、受託した事業者に対し、協力奨励金を支給するものである。

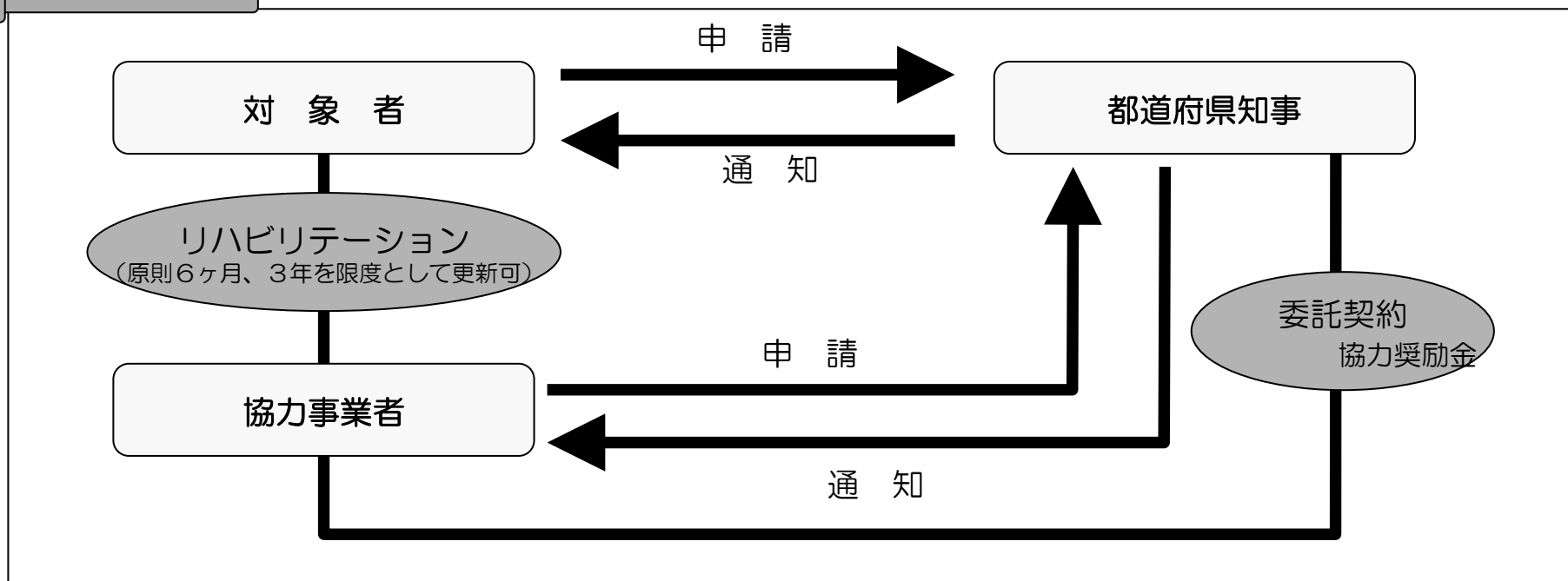
## 実施主体

都道府県・指定都市

## 事業の沿革

昭和57年度 通院患者リハビリテーション事業として創設  
平成7年度 精神障害者社会適応訓練事業として精神保健福祉法に法定化  
平成15年度 一般財源化

## 事業概念図



# 精神障害者社会適応訓練事業の実施について

(昭和五十七年四月十六日 衛発第三六〇号 厚生省公衆衛生局長通知)

## 社会適応訓練事業実施要綱(抄)

### 2 定義

#### (1) 協力事業所

「協力事業所」は、精神障害者に対する理解が深く、精神障害者に仕事の間を提供し、社会適応訓練を行うことを通じて、その社会的自立を促進することに熱意を有する事業所であって、都道府県知事又は指定都市市長(以下「知事等」という。)が適当と認めたものをいう。

#### (2) 対象者

「対象者」は、明らかに回復途上にあり、社会的規範を受けいられる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分であるか、恒常的に維持されない通院中の精神障害者(知的障害者を除く。)であって知事等が、本事業の効果が期待されると認められた者をいう。

### 7 委託の手續等

#### (1) 協力事業所に対する委託

知事等は、対象者についてその能力等を勘案し、社会適応訓練事業運営協議会の意見を聞いたうえで適切な協力事業所を選定し、対象者の同意を得たうえで、協力事業所との間で委託契約を結ぶものとする。

#### (2) 期間の決定

委託期間は、原則として六か月とし、三年を限度として更新することができる。

ただし、対象者の症状等により本事業の継続が不能又は不要になったときは委託契約を解除するものとし、合わせてその結果を社会適応訓練事業運営協議会に報告するとともに、必要に応じその意見を聞くものとする。

#### (3) 協力事業所と対象者の相互理解

委託に際して知事等は、対象者の特性、事業の内容等を協力事業所に十分説明し、また、対象者及びその保護者についても必要な注意を与え、協力事業所及び対象者が相互に理解を深めるよう努める。

#### (4) 登録簿の記載等

知事等が委託契約を結んだときは、必要事項を協力事業所登録簿及び対象者登録簿に記載するとともに当該協力事業所及び対象者を管轄するそれぞれの保健所長にその旨を通知する。

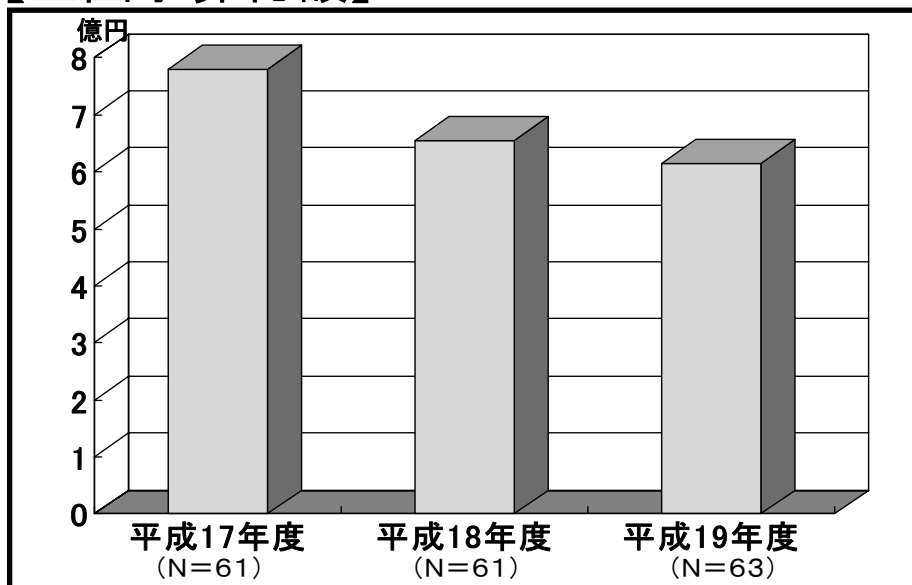
### 8 訓練期間中の指導等

知事等は、訓練期間中においても常に対象者の現況を把握するため、主治医の意見を聞き保護者等との連携を密にしながら担当職員を協力事業所に訪問させ必要な連絡指導を行う。

# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況

## ① 事業の予算額(実績)

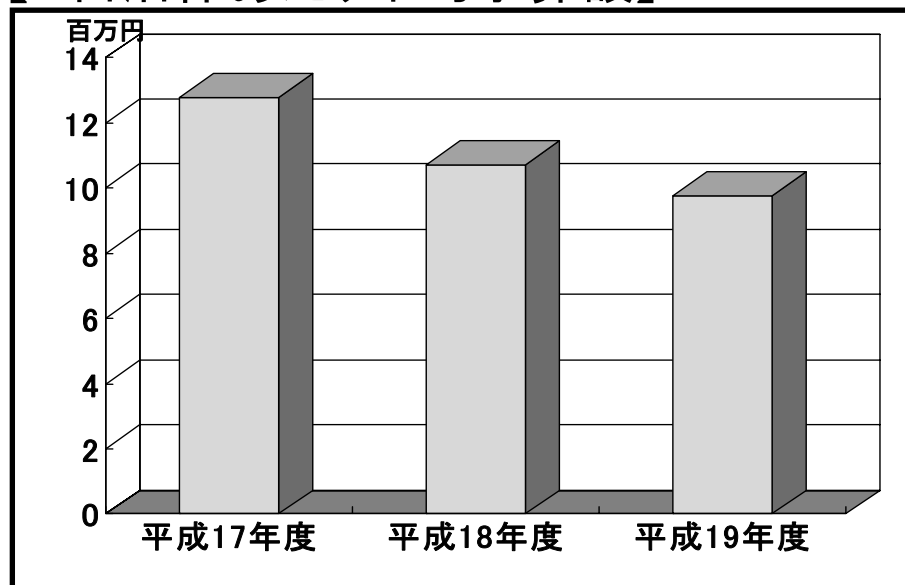
【全国予算総額】



(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
全国予算総額	780,045	654,719	615,459

【1自治体あたり平均予算額】



(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
平均予算額	12,788	10,733	9,769

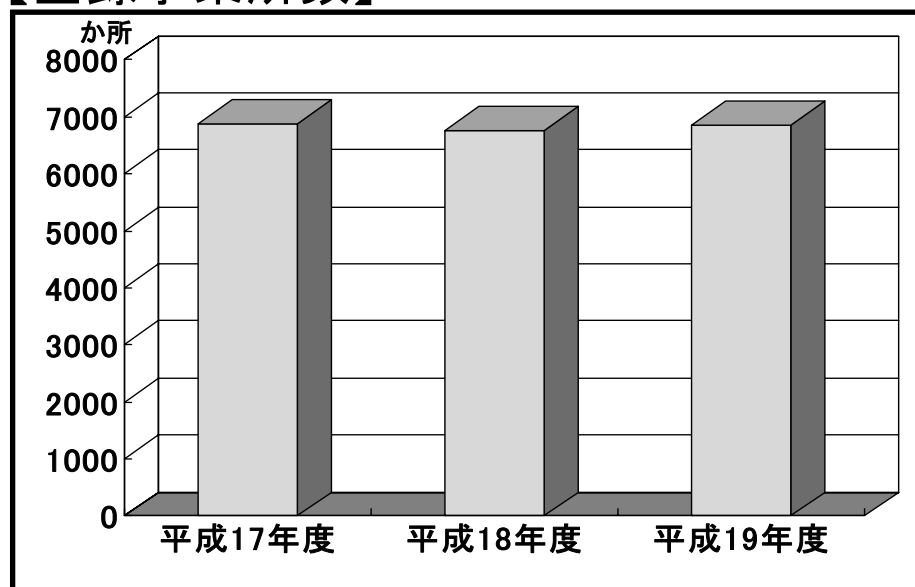
注) 平成17、18年度は、61自治体で実施、平成19年度は63自治体で実施している。

出典:精神・障害保健課調べ

# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況

## ② 協力事業所数

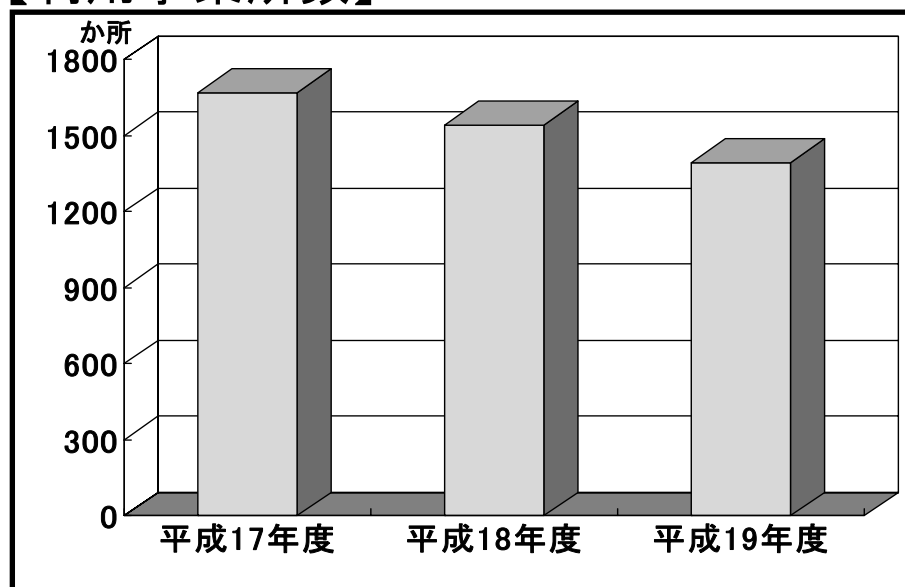
【登録事業所数】



(単位:か所)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
登録事業所数	6,873	6,754	6,865

【利用事業所数】



(単位:か所)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用事業所数	1,671	1,543	1,392

注1) 登録事業所は、各年度末現在の数である。

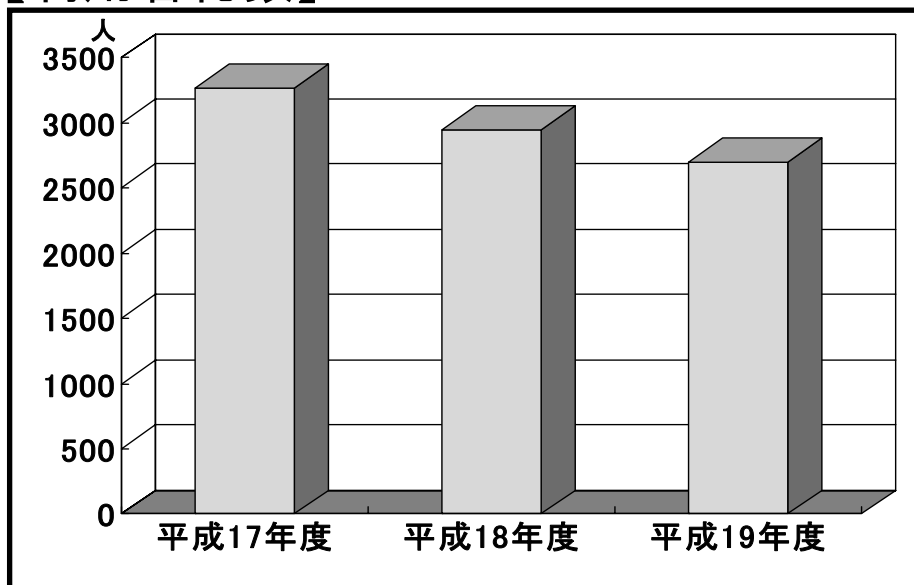
注2) 利用事業所とは、登録事業所のうち利用のあった事業所の数である。

出典:精神・障害保健課調べ

# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況

## ③ 利用者数

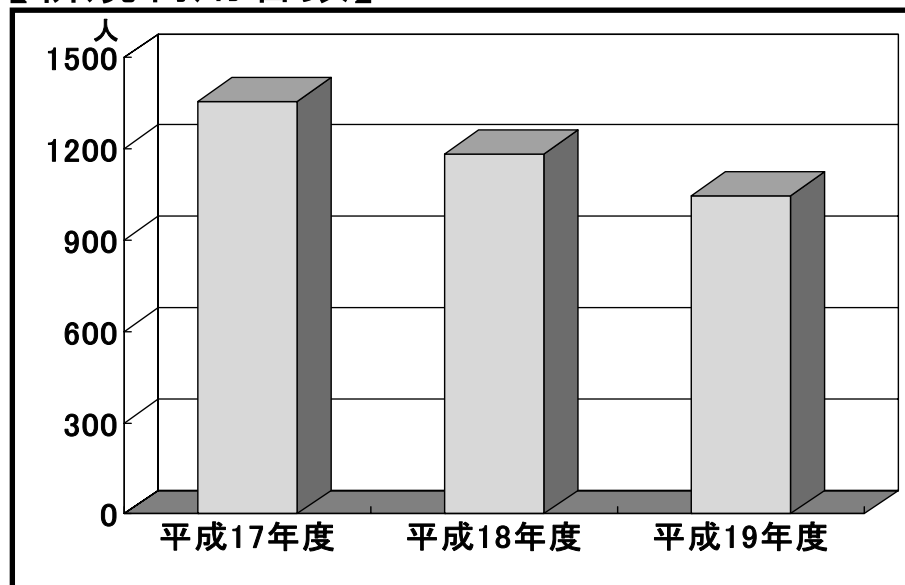
### 【利用者総数】



(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用者総数	3,263	2,946	2,695

### 【新規利用者数】



(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新規利用者数	1,356	1,184	1,047

注1) 利用者総数とは、各年度中における利用者の数である。

注2) 新規利用者数とは、各年度中において新規で利用を開始した者の数である。

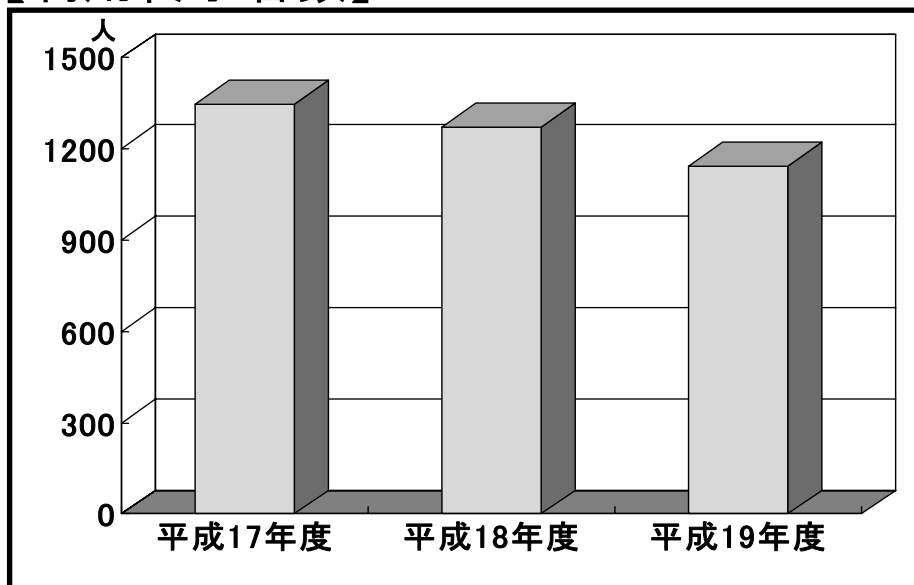
出典:精神・障害保健課調べ



# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況

## ④ 利用終了者数

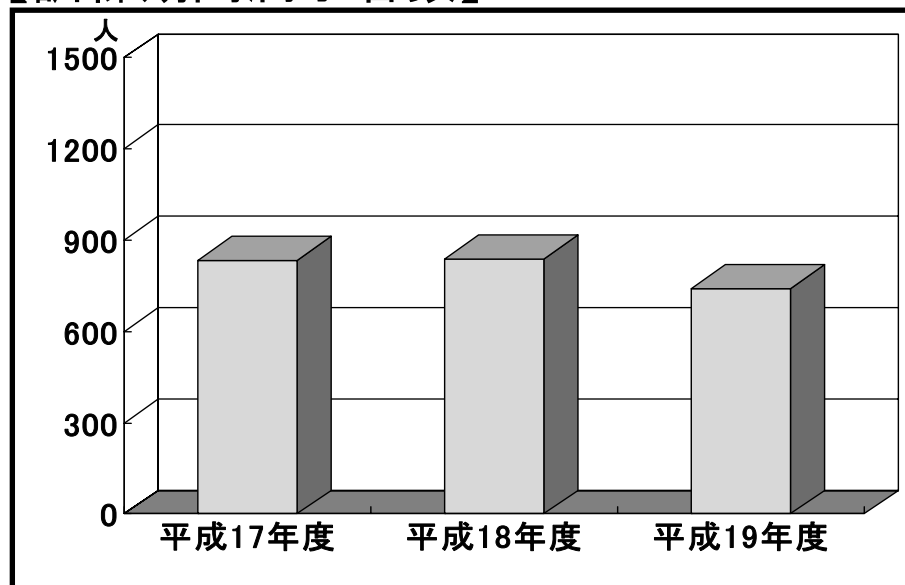
【利用終了者数】



(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用終了者数	1,346	1,273	1,144

【訓練期間満了者数】



(単位:人)

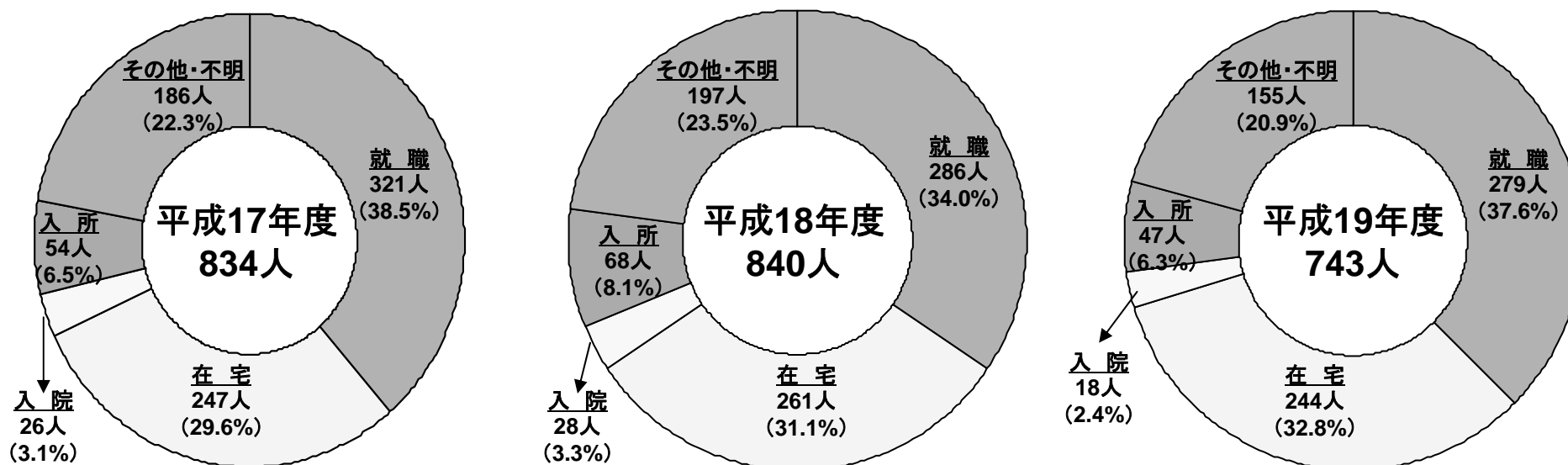
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
訓練期間満了者数	834	840	743

注) 利用終了者数とは、各年度中において、訓練期間満了、訓練期間中を問わず、利用を終えた者の数である。

出典:精神・障害保健課調べ

# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況

## ⑤ 訓練期間満了者の動向



	平成17年度	平成18年度	平成19年度
訓練期間満了者数	834人 (100.0%)	840人 (100.0%)	743人 (100.0%)
<b>うち、就職した者</b>	<b>321人 (38.5%)</b>	<b>286人 (34.0%)</b>	<b>279人 (37.6%)</b>
うち、在宅者(就職につながらなかった者)	247人 (29.6%)	261人 (31.1%)	244人 (32.8%)
うち、医療機関等に入院した者	26人 (3.1%)	28人 (3.3%)	18人 (2.4%)
うち、施設等に入所した者	54人 (6.5%)	68人 (8.1%)	47人 (6.3%)
うち、その他・不明	186人 (22.3%)	197人 (23.5%)	155人 (20.9%)

出典:精神・障害保健課調べ

# 都道府県・政令指定都市へのアンケート調査

## 1. 調査方法

○平成20年9月に、都道府県・政令指定都市精神保健福祉主管課を対象に、精神障害者社会適応訓練事業(以下「社適事業」という。)に関するアンケートを実施

○有効回答数 100% (64/64自治体)

## 2. 調査項目

①社適事業を活用する理由

②社適事業を活用することによる効果

③平成21年度以降の実施予定

④平成20年度に実施していない(または、平成21年度以降に実施する予定はない)理由

⑤社適事業に関する意見・要望

# アンケート調査結果

## ①社適事業を活用する理由

- 平成20年度において社適事業を実施している自治体(N=63)のみ回答
- 選択肢より回答(複数回答可)

選 択 肢	選 択 数	選 択 率
(1)就労に向けた訓練と自立した生活のための訓練の両方を行うことができ、利用者のニーズに応えやすい。	35自治体	55.6%
(2)障害特性に応じて、短時間や少人数での訓練を行うことが可能であり、就労系の障害福祉サービスや精神障害者雇用施策と比べて柔軟に活用できる。	48自治体	76.2%
(3)協力事業所に関する設置や運営基準がないことから、資源の開拓が容易であり、事業を活用しやすい。	18自治体	28.6%
(4)利用を希望する者が住む地域で、他の就労系の障害福祉サービスや精神障害者雇用施策が十分に実施されていない。	18自治体	28.6%
(5)協力事業所は過去からの活動実績があることから、安心して委託することができる。	22自治体	34.9%
(6)その他	7自治体	11.1%

# アンケート調査結果

## ②社適事業を活用することによる効果

- 平成20年度において社適事業を実施している自治体(N=63)のみ回答
- 自由記載

○ 実際の職場という環境で訓練を受けることにより、訓練期間満了後に委託先の事業所等への就職に結びつくケースが多数ある。(※約4割が就職している。9頁「訓練期間満了者の動向」参照)

○ 比較的時間をかけた訓練となるため、無理をせず徐々に訓練内容や時間数を増やし、一般就労を目指すことができる。

○ リハビリ的側面のある制度と事業者理解されているため、利用者は過度に期待されず安心して利用できる。

○ 施設的环境に馴染めない等の理由により、就労系の障害福祉サービスを利用することが困難な者に対する支援方策の一つとして効果をあげている。

○ 利用者の声に、「理解ある職場でうれしい」、「生活のリズムが整った」、「自信が持てるようになった」等の意見があり、社適事業により自信を付けて、仕事に就きたいと希望を持っている利用者は多い。

などの効果があるとの意見が多数を占めた。

# アンケート調査結果

## ③平成21年度以降の実施予定

- 平成20年度において社適事業を実施している自治体(N=63)のみ回答
- 選択肢より回答

選 択 肢	選 択 数	選 択 率
(1)引き続き、実施する予定でいる。	55自治体	87.3%
(2)現時点ではなんとも言えない。	8自治体	12.7%
(3)実施する予定はない。	0自治体	—%

※ 平成21年度は引き続き実施する予定でいるが、平成22年度に廃止を予定している自治体が1自治体あり。

## ④平成20年度に実施していない(または、平成21年度以降に実施する予定はない)理由

- 平成20年度において社適事業を実施していない自治体(N=1)のみ回答
- 選択肢より回答(複数回答可)

選 択 肢	選 択 数	選 択 率
(1)財政的に困難なため	1自治体	100.0%
(2)協力事業所がないため	0自治体	—%
(3)利用を希望する者がいないため	0自治体	—%
(4)他の制度(ステップアップ雇用奨励金、就労移行支援事業など)があるため	1自治体	100.0%
(5)その他	0自治体	—%

# アンケート調査結果

## ⑤社適事業に関する意見・要望

○自由記載

- 他の就労系の障害福祉サービスや精神障害者雇用施策との「明確な位置づけ」について整理していただきたい。(15自治体)
- 国の財政措置を講じていただきたい。(11自治体)
- 社適事業をより充実した事業とするために、事業所と利用者の中に、ジョブコーチ等の支援する人材が必要(4自治体)
- 障害者自立支援法における障害福祉サービスや地域生活支援事業に位置づけていただきたい。(3自治体)
- 他の制度と重複する部分もあり、将来的には事業を廃止する予定でいる。(3自治体)
- 特に、意見・要望はなし(18自治体)

などの意見・要望があった。

# 現状及び課題と検討の方向

## 現状及び課題

- 平成15年度の一般財源化を契機に、社適事業の実施規模は縮小傾向にある。
- 一方、63自治体のうち、約9割が平成21年度以降についても、引き続き、実施する予定であることから社適事業が今後も必要とされていることが明らかになった。
- 就労系の障害福祉サービスや精神障害者雇用施策(以下「他の制度」という。)と比べて、他の制度では対応困難な利用者のニーズに応じるなど柔軟に活用できることが、都道府県等が社適事業を活用する最大の理由であった。
- 平成19年度の社適事業の利用者は約2,700人、このうち訓練期間満了者743人の約4割である279人が就職に結びついており、一定の効果があることが明らかになった。
- 都道府県等からは、財政面に関する意見のほか、他の制度との関係が不明確であることからその整理を求める意見があった。

## 検討の方向

社適事業については、一般就労に向けた支援として一定の効果があり、都道府県等においても事業を継続する意向が強いことから、今後とも、精神障害者の特性に応じたきめ細かな支援が実施されるよう、障害者施策全体の中でその位置づけを明確にし、都道府県等への支援を図るべきではないか。



(参考1)

## 精神障害者社会適応訓練事業と就労支援事業の比較

	精神障害者社会 適応訓練事業	障害者自立支援法における就労支援事業		
		就労移行支援	就労継続支援	
			A型	B型
対象者(利用者像)	通常の事業者に雇用されることが困難な精神障害者	就労を希望する65歳未満の障害で、通常の事業者に雇用されることが可能と見込まれる者	通常の事業者に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者	通常の事業者に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者
人員基準・設備基準	特になし	(人員基準) 職業指導員及び生活支援員 6:1以上 就労支援員 15:1以上 (設備基準) 訓練・作業室、相談室、洗面所・便所、多目的その他運営に必要な設備	(人員基準) 職業指導員及び生活支援員 10:1以上 (設備基準) 訓練・作業室、相談室、洗面所・便所、多目的その他運営に必要な設備	(人員基準) 職業指導員及び生活支援員 10:1以上 (設備基準) 訓練・作業室、相談室、洗面所・便所、多目的その他運営に必要な設備
利用定員(最低人員)	特になし	10名以上	10名以上	20名以上

(参考2)

# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況 (都道府県別)

平成19年度

# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況(都道府県別)

## 平成19年度事業の予算額(実績)

(単位:千円)

	予算額		予算額		予算額		予算額
北海道	7,224	石川県	12,543	岡山県	8,602	仙台市	7,330
青森県	11,270	福井県	4,968	広島県	8,888	さいたま市	890
岩手県	19,229	山梨県	20,091	山口県	16,877	千葉市	1,742
宮城県	17,755	長野県	2,635	徳島県	4,660	横浜市	12,935
秋田県	10,409	岐阜県	5,794	香川県	3,560	川崎市	3,232
山形県	—	静岡県	19,586	愛媛県	4,489	新潟市	460
福島県	9,521	愛知県	14,665	高知県	3,170	静岡市	1,802
茨城県	10,649	三重県	10,646	福岡県	24,114	浜松市	20,170
栃木県	11,864	滋賀県	4,022	佐賀県	3,253	名古屋市	12,479
群馬県	7,214	京都府	11,955	長崎県	12,524	京都市	8,144
埼玉県	22,361	大阪府	10,736	熊本県	9,594	大阪市	15,737
千葉県	3,113	兵庫県	24,478	大分県	4,988	堺市	3,280
東京都	40,582	奈良県	674	宮崎県	7,094	神戸市	4,764
神奈川県	1,211	和歌山県	10,958	鹿児島県	5,830	広島市	694
新潟県	1,921	鳥取県	5,478	沖縄県	34,809	北九州市	2,244
富山県	14,217	島根県	9,633	札幌市	3,759	福岡市	5,943

# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況(都道府県別)

## 平成19年度登録事業所数

(単位:か所)

	事業所数		事業所数		事業所数		事業所数
北海道	136	石川県	84	岡山県	154	仙台市	43
青森県	148	福井県	25	広島県	122	さいたま市	98
岩手県	158	山梨県	131	山口県	70	千葉市	21
宮城県	191	長野県	32	徳島県	125	横浜市	53
秋田県	62	岐阜県	86	香川県	54	川崎市	28
山形県	—	静岡県	164	愛媛県	55	新潟市	2
福島県	101	愛知県	223	高知県	128	静岡市	12
茨城県	166	三重県	123	福岡県	160	浜松市	49
栃木県	132	滋賀県	68	佐賀県	101	名古屋市	259
群馬県	194	京都府	84	長崎県	285	京都市	120
埼玉県	185	大阪府	78	熊本県	249	大阪市	99
千葉県	83	兵庫県	268	大分県	140	堺市	28
東京都	148	奈良県	13	宮崎県	73	神戸市	49
神奈川県	4	和歌山県	36	鹿児島県	194	広島市	53
新潟県	144	鳥取県	105	沖縄県	285	北九州市	20
富山県	32	島根県	267	札幌市	43	福岡市	22

# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況(都道府県別)

## 平成19年度利用事業所数

(単位:か所)

	事業所数		事業所数		事業所数		事業所数
北海道	29	石川県	35	岡山県	27	仙台市	18
青森県	31	福井県	10	広島県	2	さいたま市	7
岩手県	46	山梨県	17	山口県	24	千葉市	1
宮城県	40	長野県	11	徳島県	10	横浜市	22
秋田県	28	岐阜県	13	香川県	8	川崎市	13
山形県	—	静岡県	28	愛媛県	17	新潟市	2
福島県	17	愛知県	26	高知県	13	静岡市	5
茨城県	33	三重県	31	福岡県	50	浜松市	20
栃木県	25	滋賀県	18	佐賀県	22	名古屋市	14
群馬県	18	京都府	19	長崎県	50	京都市	37
埼玉県	49	大阪府	42	熊本県	35	大阪市	42
千葉県	15	兵庫県	55	大分県	14	堺市	9
東京都	49	奈良県	3	宮崎県	13	神戸市	18
神奈川県	4	和歌山県	23	鹿児島県	18	広島市	5
新潟県	10	鳥取県	7	沖縄県	66	北九州市	6
富山県	12	島根県	43	札幌市	7	福岡市	10

# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況(都道府県別)

## 平成19年度利用者総数

(単位:人)

	利用者数		利用者数		利用者数		利用者数
北海道	46	石川県	90	岡山県	60	仙台市	56
青森県	59	福井県	47	広島県	2	さいたま市	7
岩手県	86	山梨県	39	山口県	55	千葉市	1
宮城県	72	長野県	17	徳島県	10	横浜市	92
秋田県	42	岐阜県	35	香川県	11	川崎市	23
山形県	—	静岡県	62	愛媛県	28	新潟市	2
福島県	26	愛知県	42	高知県	16	静岡市	6
茨城県	44	三重県	57	福岡県	117	浜松市	50
栃木県	65	滋賀県	31	佐賀県	29	名古屋市	46
群馬県	29	京都府	42	長崎県	67	京都市	52
埼玉県	74	大阪府	75	熊本県	61	大阪市	76
千葉県	29	兵庫県	121	大分県	19	堺市	10
東京都	90	奈良県	3	宮崎県	30	神戸市	32
神奈川県	8	和歌山県	59	鹿児島県	26	広島市	6
新潟県	14	鳥取県	22	沖縄県	170	北九州市	7
富山県	27	島根県	45	札幌市	9	福岡市	21

# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況(都道府県別)

## 平成19年度新規利用者数

(単位:人)

	利用者数		利用者数		利用者数		利用者数
北海道	33	石川県	22	岡山県	42	仙台市	26
青森県	20	福井県	11	広島県	1	さいたま市	1
岩手県	40	山梨県	17	山口県	18	千葉市	0
宮城県	20	長野県	13	徳島県	3	横浜市	31
秋田県	11	岐阜県	17	香川県	2	川崎市	11
山形県	—	静岡県	12	愛媛県	13	新潟市	2
福島県	6	愛知県	12	高知県	2	静岡市	2
茨城県	14	三重県	25	福岡県	48	浜松市	18
栃木県	19	滋賀県	12	佐賀県	8	名古屋市	16
群馬県	14	京都府	18	長崎県	17	京都市	21
埼玉県	32	大阪府	51	熊本県	23	大阪市	28
千葉県	19	兵庫県	46	大分県	5	堺市	5
東京都	27	奈良県	0	宮崎県	16	神戸市	13
神奈川県	3	和歌山県	39	鹿児島県	3	広島市	2
新潟県	9	鳥取県	6	沖縄県	57	北九州市	2
富山県	9	島根県	20	札幌市	3	福岡市	11

# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況(都道府県別)

平成19年度利用終了者数

(単位:人)

	終了者数		終了者数		終了者数		終了者数
北海道	14	石川県	40	岡山県	27	仙台市	31
青森県	23	福井県	15	広島県	1	さいたま市	5
岩手県	35	山梨県	9	山口県	11	千葉市	0
宮城県	33	長野県	17	徳島県	5	横浜市	22
秋田県	16	岐阜県	14	香川県	11	川崎市	16
山形県	—	静岡県	9	愛媛県	19	新潟市	2
福島県	15	愛知県	17	高知県	11	静岡市	3
茨城県	21	三重県	22	福岡県	23	浜松市	12
栃木県	21	滋賀県	13	佐賀県	21	名古屋市	22
群馬県	15	京都府	14	長崎県	40	京都市	19
埼玉県	41	大阪府	39	熊本県	36	大阪市	33
千葉県	8	兵庫県	45	大分県	5	堺市	9
東京都	49	奈良県	3	宮崎県	13	神戸市	13
神奈川県	4	和歌山県	38	鹿児島県	3	広島市	5
新潟県	5	鳥取県	13	沖縄県	66	北九州市	2
富山県	14	島根県	20	札幌市	4	福岡市	12



# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況(都道府県別)

平成19年度訓練期間満了者数

(単位:人)

	満了者数		満了者数		満了者数		満了者数
北海道	9	石川県	21	岡山県	15	仙台市	5
青森県	14	福井県	9	広島県	1	さいたま市	1
岩手県	35	山梨県	9	山口県	11	千葉市	0
宮城県	23	長野県	12	徳島県	1	横浜市	10
秋田県	7	岐阜県	6	香川県	7	川崎市	11
山形県	—	静岡県	9	愛媛県	19	新潟市	1
福島県	14	愛知県	8	高知県	11	静岡市	3
茨城県	5	三重県	4	福岡県	23	浜松市	3
栃木県	2	滋賀県	12	佐賀県	21	名古屋市	19
群馬県	5	京都府	4	長崎県	40	京都市	19
埼玉県	28	大阪府	19	熊本県	36	大阪市	33
千葉県	4	兵庫県	27	大分県	1	堺市	0
東京都	49	奈良県	1	宮崎県	2	神戸市	3
神奈川県	4	和歌山県	38	鹿児島県	1	広島市	5
新潟県	4	鳥取県	4	沖縄県	14	北九州市	1
富山県	14	島根県	20	札幌市	3	福岡市	3

# 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況(都道府県別)

## 平成19年度訓練期間満了者の動向

(単位:人)

	就職	在宅	入院	入所	ほか		就職	在宅	入院	入所	ほか		就職	在宅	入院	入所	ほか
北海道	3	1	0	0	5	愛知県	2	1	1	1	3	宮崎県	1	0	0	0	1
青森県	7	7	0	0	0	三重県	4	0	0	0	0	鹿児島県	0	1	0	0	0
岩手県	13	18	2	0	2	滋賀県	2	0	1	0	9	沖縄県	0	0	0	0	14
宮城県	8	13	2	0	0	京都府	3	0	0	1	0	札幌市	1	1	1	0	0
秋田県	4	3	0	0	0	大阪府	8	8	0	0	3	仙台市	1	0	0	0	4
山形県	—	—	—	—	—	兵庫県	19	0	0	0	8	さいたま市	1	0	0	0	0
福島県	5	6	1	0	2	奈良県	1	0	0	0	0	千葉市	0	0	0	0	0
茨城県	3	0	0	1	1	和歌山県	9	0	0	12	17	横浜市	1	9	0	0	0
栃木県	2	0	0	0	0	鳥取県	0	4	0	0	0	川崎市	11	0	0	0	0
群馬県	3	2	0	0	0	島根県	6	14	0	0	0	新潟市	1	0	0	0	0
埼玉県	13	15	0	0	0	岡山県	3	12	0	0	0	静岡市	1	1	1	0	0
千葉県	4	0	0	0	0	広島県	1	0	0	0	0	浜松市	3	0	0	0	0
東京都	19	4	4	15	7	山口県	4	6	0	0	1	名古屋市	0	0	0	0	19
神奈川県	1	0	0	2	1	徳島県	0	0	0	0	1	京都市	4	7	0	4	4
新潟県	1	2	0	0	1	香川県	3	1	0	0	3	大阪市	8	23	2	0	0
富山県	7	6	0	0	1	愛媛県	12	2	0	0	5	堺市	0	0	0	0	0
石川県	6	13	0	1	1	高知県	3	0	0	0	8	神戸市	1	0	0	1	1
福井県	9	0	0	0	0	福岡県	7	16	0	0	0	広島市	0	5	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	9	佐賀県	5	15	0	0	1	北九州市	1	0	0	0	0
長野県	11	0	0	0	1	長崎県	14	3	1	9	13	福岡市	0	3	0	0	0
岐阜県	1	2	0	0	3	熊本県	9	20	2	0	5						
静岡県	8	0	0	0	1	大分県	1	0	0	0	0						